<b>大</b>		
対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者の イに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者(一)日常的に歩行が困難な者	基本調査票1-7 「3.できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に 必要と認められる者	-
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
工 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2~3-7 のいずれか 「2.できない」 又は 基本調査3-8~4-15 のいずれか 「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4.全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上りが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする 者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	められる者	•
力 自動排泄処理装 置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4.全介助」 基本調査2-1 「4.全介助」

老企第36号第2の9(2)①イに該当する項目になります。 ◀—